

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成3年5月23日	不動産番号	1411000114929
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	神戸市垂水区上高丸一丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 番 (町 番)	原因及びその日付 [登記の日付]	
2252番523	山林	旧	621	余白	
余白	宅地		664	46	②③昭和41年2月12日地目変更 [昭和41年9月12日]
余白	余白		13507	43	③2252番524、同番764を合筆 [昭和41年9月12日]
余白	学校用地		13507		②③錯誤 [昭和41年11月16日]
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年5月23日

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)		
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号
1	合併による所有権登記	昭和41年9月12日 第26300号
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成7年3月28日 第7544号
		原因 昭和42年12月20日主たる事務所移 転 平成4年12月3日名称変更 主たる事務所名称 神戸市中央区御幸通四丁目 8番地の2 学 校 法 人 兵 庫 朝 鮮 学 園
	余白	余白
		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成3年5月23日

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)		
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号
1	抵当権設定	平成7年3月28日 第7545号
		原因 平成7年3月27日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金7000万円 利息 平成7年3月30日から平成10年3月 20日まで年3・0%、平成10年3月21 日から平成12年3月20日まで年3・5% 、平成12年3月21日から年4・05% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学 校 法 人 兵 庫 朝 鮮 学 園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番 12号 日 本 私 学 振 興 財 団

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
付記1号	1番抵当権移転	平成12年2月21日 第5394号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
2	抵当権設定	平成7年3月28日 第7559号	原因 平成7年3月27日金銭消費貸借同日設定 債権額 金3200万円 利息 平成7年3月30日から平成10年3月20日まで年3・0%、平成10年3月21日から平成12年3月20日まで年3・5%、平成12年3月21日から年4・05% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興財団
付記1号	2番抵当権移転	平成12年2月21日 第5395号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
3	抵当権設定	平成8年5月7日 第31014号	原因 平成7年12月15日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億5700万円 利息 平成10年9月20日まで年3・00% 平成10年9月21日から平成12年9月20日まで年3・00% 平成12年9月21日から年3・00% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興財団
付記1号	3番抵当権移転	平成12年2月21日 第5396号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
4	抵当権設定	平成8年5月7日 第31015号	原因 平成8年3月5日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億8880万円 利息 平成11年3月20日まで年3・00% 平成11年3月21日から平成13年3月20日まで年3・00% 平成13年3月21日から年3・00% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			日本私学振興財団
	4番抵当権移転	平成12年2月21日 第53997号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
5	抵当権設定	平成8年5月7日 第31016号	原因 平成8年3月25日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2億500万円 利息 平成11年3月20日まで年3・00% 平成11年3月21日から平成13年3月20日まで年3・00% 平成13年3月21日から年3・00% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私学振興財団
付記1号	5番抵当権移転	平成12年2月21日 第5398号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
6	抵当権設定	平成8年6月4日 第37239号	原因 平成8年5月24日金銭消費貸借同日設定 債権額 金1億7800万円 利息 平成8年5月29日から平成11年9月20日まで年3・00%、平成11年9月21日から平成13年9月20日まで年3・00%、平成13年9月21日から年3・00% 損害金 年14・5% 債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私学振興財団
付記1号	6番抵当権移転	平成12年2月21日 第5399号	原因 平成10年1月1日日本私立学校振興・共済事業団法附則第6条第1項の規定による権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番12号 日本私立学校振興・共済事業団
7	抵当権設定	平成8年10月30日 第64327号	原因 平成8年9月24日金銭消費貸借同日設定 債権額 金2億600万円 利息 平成11年9月20日まで年3・00% 平成11年9月21日から平成13年9月20日まで年3・00% 平成13年9月21日から年3・00% 損害金 年14・5%

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号			債務者 神戸市中央区御幸通四丁目8番地の2 学校法人兵庫朝鮮学園 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番 12号 日本私学振興財団
	7番抵当権移転	平成12年2月21日 第5400号	原因 平成10年11月1日日本私立学校振興・ 共済事業団法附則第6条第1項の規定による 権利承継 抵当権者 東京都千代田区富士見一丁目10番 12号 日本私立学校振興・共済事業団

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成25年7月30日
神戸地方事務局須磨出張所

登記官

祖 開 晴 行



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。